

国保運営協議会の関係法令

○国民健康保険法（抜粋）

（国民健康保険事業の運営に関する協議会）

第 11 条 国民健康保険事業の運営に関する事項（この法律の定めるところにより都道府県が処理することとされている事務に係るものであつて、第 75 条の 7 第 1 項の規定による国民健康保険事業費納付金の徴収、第 82 条の 2 第 1 項の規定による都道府県国民健康保険運営方針の作成その他の重要事項に限る。）を審議させるため、都道府県に都道府県の国民健康保険事業の運営に関する協議会を置く。

2 国民健康保険事業の運営に関する事項（この法律の定めるところにより市町村が処理することとされている事務に係るものであつて、第四章の規定による保険給付、第 76 条第 1 項の規定による保険料の徴収その他の重要事項に限る。）を審議させるため、市町村に市町村の国民健康保険事業の運営に関する協議会を置く。

3 前 2 項に定める協議会は、前 2 項に定めるもののほか、国民健康保険事業の運営に関する事項（第 1 項に定める協議会にあつてはこの法律の定めるところにより都道府県が処理することとされている事務に係るものに限り、前項に定める協議会にあつてはこの法律の定めるところにより市町村が処理することとされている事務に係るものに限る。）を審議することができる。

4 前 3 項に規定するもののほか、第 1 項及び第 2 項に定める協議会に関して必要な事項は、政令で定める。

○国民健康保険法施行令（抜粋）

（国民健康保険事業の運営に関する協議会の組織）

第 2 条 法第 11 条第 1 項に定める協議会（第 5 項において「都道府県協議会」という。）は、被保険者を代表する委員、保険医又は保険薬剤師を代表する委員、公益を代表する委員及び被用者保険等保険者（高齢者の医療の確保に関する法律（昭和 57 年法律第 80 号。以下「高齢者医療確保法」という。）第 7 条第 3 項に規定する被用者保険等保険者をいう。以下この条において同じ。）を代表する委員をもつて組織する。

2 前項の委員のうち、被保険者を代表する委員、保険医又は保険薬剤師を代表する委員及び公益を代表する委員の数は各同数とし、被用者保険等保険者を代表する委員の数は、被保険者を代表する委員の数の 2 分の 1 以上当該数以内の数とする。

3 法第 11 条第 2 項に定める協議会（以下この条において「市町村協議会」という。）は、被保険者を代表する委員、保険医又は保険薬剤師を代表する委員及び公益を代表する委員各同数をもつて組織する。

4 市町村協議会は、被保険者を代表する委員の数以内の数の被用者保険等保険者を代表する委員を加えて組織することができる。

5 都道府県協議会及び市町村協議会（次条及び第 4 条第 1 項において「協議会」という。）の委員の定数は、条例で定める。

（委員の任期）

第 3 条 協議会の委員の任期は、3 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（会長）

第 4 条 協議会に、会長一人を置き、公益を代表する委員のうちから、全委員がこれを選挙する。

2 会長に事故があるときは、前項の規定に準じて選挙された委員が、その職務を代行する。

○鹿児島市国民健康保険条例（抜粋）

（運営協議会の委員の定数）

第 2 条 国民健康保険運営協議会（以下「協議会」という。）の委員の定数は、次の各号に定めるところによる。

(1) 被保険者を代表する委員 5 人

(2) 保険医又は保険薬剤師を代表する委員 5 人

(3) 公益を代表する委員 5 人

(4) 被用者保険等保険者を代表する委員 3 人

（規則への委任）

第 3 条 前条に定めるもののほか協議会に関して必要な事項は、規則で定める。

○鹿児島市国民健康保険条例施行規則（抜粋）

（補欠委員の委嘱）

第2条 条例第2条に規定する鹿児島市国民健康保険運営協議会（以下「協議会」という。）の委員に欠員を生じたときは、補欠委員を委嘱する。

（会長及び副会長の選任）

第3条 協議会に会長及び副会長各1人を置く。

2 会長及び副会長は、公益を代表する委員のうちから全委員が選挙する。

（会長及び副会長の任務）

第4条 会長は会議の議長として、議事その他の会務を総理し協議会を代表する。

2 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代理する。

（協議会の招集）

第5条 協議会は会長が招集する。

2 委員の3分の1以上の者が書面で会議に付議すべき事項を示して、協議会の招集を請求したときは、会長は招集しなければならない。

（会議の開催）

第6条 協議会は、条例第2条の規定による各委員の2分の1以上の委員が出席しなければ会議を開くことが出来ない。ただし会長が委員に催告してもなお半数に達しないとき、若しくは半数に達した後半数に達しなくなつたときはこの限りでない。

（会議の議決）

第7条 協議会の議事は、出席委員の過半数をもつて決し、可否同数の場合は議長の決するところによる。

2 前項の場合において、会長は委員として議決に参加することができない。

（書記の設置）

第8条 協議会に書記を置く。書記は国民健康保険の事務に従事する職員をもつてあてる。

（会議録の調整報告）

第9条 会長は書記をして会議録を作製し会議の次第及び出席委員の氏名を記載させなければならない。この場合会議録には会長及び協議会において定めた2人以上の委員が署名しなければならない。

2 会長は会議録の写を添えて会議の結果を市長に報告しなければならない。

（委員及び会長等の辞職）

第10条 協議会の委員が辞職しようとするときは市長の承認を得なければならない。

2 会長及び副会長が辞職しようとするときはあらかじめ協議会の承認を得なければならない。

（協議会の運営に関する委員規定）

第11条 協議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。